

遊戯施設定期検査業務基準書 2025年版 の発行にあたって

本基準書は、昭和52年5月に「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準指導書」として発行以来、建築基準法第12条に基づく昇降機及び遊戯施設の定期検査報告の実務に携わる方々を始め、特定行政庁その他の関係団体の皆様に広く活用いただいて参りました。

この度、定期検査の合理化や新技術の活用を可能とするため「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示」（令和6年国土交通省告示第974号）が令和6年6月28日に、加えて令和7年国土交通省告示第53号が令和7年1月29日に公布されたことを受け、「遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第284号）が改正され、令和7年7月1日から施行されることになりました。

その主な改正内容は次のとおりです。

（１）判定基準の解釈について

遊戯施設定期検査告示の別表第一号「構造部分」中、（六）「舞台及び床」の「回転舞台と接する床との隙間及び段差の状況」に係る判定基準について、現行においては「隙間及び段差が是正が必要な状態」としているところ、隙間及び段差のどちらか一方でも基準を超えた場合に是正を求めることとするため、「隙間及び段差」を「隙間若しくは段差」に改められました。

（２）定期検査等におけるデジタル化の促進

同告示のうち「目視により確認する」とされていた各項目については、新技術を活用することを可能とするため、「目視又はこれに類する方法により確認する」と改められました。

また、国土交通省は、令和7年1月24日、昇降機等検査員等の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって当該業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として、「建築物調査員・建築設備等検査員の処分基準」を制定しました。

当センターにおいても、令和7年度より、検査を依頼した遊戯施設等の所有者又は管理者から、資格者証の提示を求められた場合等に、有資格者であることを簡易的に証明する携帯可能なカードとして「昇降機等検査員資格者証交付証明書」を発行することとしています。

本基準書は、これらについて、早期にお知らせするため、発行するものです。

また、これまで「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」として発行してきた同基準書を、昇降機と遊戯施設でそれぞれ分冊とするとともに、解説が不足している部分の増補、誤りの修正、法令改正に伴う条ズレ、項ズレの対応などを行っています。

本基準書が、建築基準法第12条に基づく定期検査報告業務に係る必携書として、昇降機等検査員のみならず、特定行政庁等の関係団体並びに昇降機等の製造業者及び所有者等の皆様にも広く活用されることで、定期検査報告制度の適正な運営を通じて安全の確保に寄与することを期待しております。

最後になりましたが、この度の改訂に際し、改訂委員会において青木委員長を始めとする委員の方々に熱心にご審議いただくとともに、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付、同省国土技術政策総合研究所建築研究部及び日本建築行政会議にご協力いただきました。ここに深く感謝申し上げる次第です。

令和7年6月